

ちば

千葉県こども・若者 みらいプラン (案)

千葉県
令和7年3月



目 次

| | |
|----------------------------------|-----|
| 第 1 章 計画策定にあたって | 1 |
| 第 2 章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況 | 5 |
| (1) 少子化の進行 | 5 |
| (2) 子育て家庭を取り巻く状況 | 11 |
| (3) こども・若者を取り巻く状況 | 17 |
| (4) グローバル化の状況等 | 28 |
| (5) 生命・安全の危機 | 30 |
| (6) こどもの権利の現状 | 34 |
| 第 3 章 計画の基本的事項 | 36 |
| 第 4 章 具体的施策の展開 | 42 |
| I 全てのこども・若者を支える | |
| 1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有 | 43 |
| ① こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有 | 44 |
| 2 自分らしく生き抜く力の育成 | 47 |
| ① 遊びや体験活動の充実と社会を生き抜く力の育成 | 48 |
| ② 創造的な未来を切り開くこども・若者の応援 | 54 |
| ③ 多様性を尊重する社会づくり | 59 |
| ④ 「こどもまんなかまちづくり」の推進 | 64 |
| 3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 | 67 |
| ① 健康で安心な妊娠・出産に向けた環境づくり | 68 |
| ② こどもの健康の保持増進 | 72 |
| ③ 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援 | 75 |
| 4 こどもの貧困対策 | 78 |
| ① こどもの貧困対策 | 79 |
| 5 障害のあるこどもや若者への支援 | 99 |
| ① 障害のあるこどもの療育支援体制の充実 | 100 |
| 6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 | 105 |
| ① 児童虐待防止対策の充実 | 106 |
| ② 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援 | 112 |
| ③ ヤングケアラーへの支援 | 115 |

| | |
|-------------------------------------|-----|
| 7 こども・若者の安全・安心の確保 | 117 |
| ① 総合的な自殺対策の推進 | 118 |
| ② ネットパトロールなど情報化社会への対応とこども・若者を守る環境整備 | 120 |
| ③ こども・若者の性犯罪・性暴力対策 | 123 |
| ④ 犯罪被害、事故、災害からこども・若者を守る環境整備 | 127 |
| II ライフステージに応じて支える | |
| 1 こどもの誕生前から幼児期まで | 133 |
| ① 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保 | 134 |
| ② 子育て環境の整備 | 137 |
| 2 学童期・思春期 | 143 |
| ① こどもたちの自信を育む教育の土台づくり | 144 |
| ② 健やかな成長を支える環境づくり | 156 |
| ③ 居場所づくり | 160 |
| ④ 心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 | 164 |
| ⑤ 社会的・職業的自立に向けた教育・啓発 | 166 |
| ⑥ いじめ防止対策の推進 | 170 |
| ⑦ 不登校のこどもへの支援 | 172 |
| ⑧ 校則の見直し | 175 |
| ⑨ 学校におけるハラスメント等の防止 | 176 |
| ⑩ 高校中退の予防、高校中退後の支援 | 177 |
| 3 青年期 | 179 |
| ① 高等教育の充実と生涯学習社会を目指した取組の推進 | 180 |
| ② 若者の経済的自立と就労支援 | 183 |
| ③ 結婚の希望をかなえるための支援 | 186 |
| ④ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実 | 188 |
| III 社会全体で子育てを支える | |
| 第 5 章 幼児期の教育・保育の提供体制 | 212 |
| 第 6 章 推進体制及び進行管理 | 218 |

| | |
|---------------------------------------|-----|
| 第7章 施策推進の目標 | 220 |
| 用語解説 | 234 |
| 資料1 計画策定の経緯 | 247 |
| 資料2 (仮称)千葉県こども計画策定会議構成員名簿 | 248 |
| 資料3 (仮称)千葉県こども計画策定会議 こどもの貧困対策専門部会委員名簿 | 249 |
| 資料4 千葉県子ども・子育て会議委員名簿 | 250 |

※ 「こども」の表記について

固有名詞を除き、この計画では、根拠法であるこども基本法に基づき「こども」と表記します。

《別冊》資料編

- ・(仮称) 千葉県こども計画策定に係るこどもの意見反映のための調査結果報告書
- ・少子化に関する若い世代の意識等調査の結果
- ・子どもの生活実態調査の結果
- ・ひとり親家庭への支援に関するニーズ調査の結果及び支援策一覧
- ・教育・保育の提供体制の確保に係る市町村（区域）別一覧